

清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業

－ 公募型プロポーザル実施要領 －

1. 目的

清瀬市（以下、「市」という。）は、令和4年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、市・市民・事業者が一体となって取り組みを進めている。

その取り組みの一つとして、電気自動車（以下、「EV」という。）の普及に寄与するため、清瀬市が所有する施設にEV急速充電器設備を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業の名称

清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV急速充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下、「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場を事業者に貸し付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業の期間終了後の取扱いについては双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、清瀬市行政財産使用料条例（平成9年3月28日条例第1号）第2条及び第3条の規定に基づき、徴収するものとする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者（以下、「参加事業者」という。）は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 清瀬市における入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

4. 日程

募集開始（告示日）	令和6年2月1日
参加表明書受付締切	令和6年2月13日午後5時まで
質問受付締切	令和6年2月14日午後5時まで
質問回答	令和6年2月16日
企画提案書等受付締切	令和6年2月22日午後5時まで
結果通知	令和6年2月29日（予定）

5. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類及び提出部数

参加事業者は、本実施要領の各規定を理解した上で、「様式第1号 参加表明書」を1部提出すること。

- (2) 提出期限

本実施要領「4. 日程」のとおりとする。

- (3) 提出先

本実施要領「1.1. 担当課」のとおりとする。

- (4) 提出方法

持参又は郵送によること。

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時は除く。）とする。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項並びに事業実施に係る内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

- (2) 質問及び回答の方法

- ① 提出方法

別紙、「様式第2号 質疑照会書兼回答書」に質問内容を記入のうえ、電子メールで送付すること。なお、質問書の提出回数は、1回のみとする。また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

② 提出先

本実施要領「11. 担当課」のとおりとする。

③ 受付期間

令和6年2月1日午前9時から令和6年2月14日午後5時まで

④ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和6年2月16日に参加表明のあった全事業者の担当者宛てに電子メールにて送付する。

7. 企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、本実施要領及び別紙「清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準）」に基づき作成し以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ①企画提案書届出書（様式第3号） 1部
- ②企画提案書（任意書式） 10部

(2) 提出期限

本実施要領「4. 日程」のとおりとする。

(3) 提出先

本実施要領「11. 担当課」のとおりとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時は除く。）とする。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

8. 審査概要

清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本事業に適していると認められる業者を選定する。

(1) 審査方法

委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。

評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。ただし、各評価項目のひとつでも0点の項目があった場合または評価点数の合計が一定以下の場合には当該事業者を選定しないものとする。

(2) 評価項目

評価項目については、別紙「清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準）」を参照のこと。

(3) 結果通知

本実施要領「4. 日程」のとおりとする。なお、結果通知については清瀬市ホームページを通じて行うものとする。

(4) その他

審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

9. 失格条項

参加事業者もしくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

10. その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明以降、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により担当課あてに提出する。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (6) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。
ただし、清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号。以下「条例」という。）による公文書開示請求があった場合は、市が条例第7条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、すべて開示するものとする。

提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を当市プロポー

ザル担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、市が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

1 1. 担当課

〒204-8511

清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市総務部総務課総務係

T e l : 0 4 2 - 4 9 7 - 1 8 1 9 (直通)

F a x : 0 4 2 - 4 9 2 - 2 4 1 5

E - m a i l : soumu@city.kiyose.lg.jp

1 2. 添付資料

- (1) 様式第1号 参加表明書
- (2) 様式第2号 質疑照会書兼回答書
- (3) 様式第3号 企画提案書届出書
- (4) 清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）
- (5) 清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業（公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準）
- (6) 別図 清瀬市役所来庁者用駐車場